

## 指定統計調査の承認等の状況

(平成20年7月分)

平成20年8月20日  
政策統括官(統計基準担当)

## 1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
(該当なし)			

## 2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
全国輸出入コンテナ 貨物流動調査 （統計報告調整法第 4条第1項）	国土交通大臣	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <p>港湾調査(指定統計第97号を作成するための調査)の陸上出入貨物調査については、本調査と調査項目の重複が指摘されていたこと等から、平成19年度から休止としていた。そのため、港湾調査において把握していた「仕出・仕向施設」等の調査事項を本調査に追加する等の変更を行った上で実施する。</p> <p>(注)本調査は、全国の輸出入海上コンテナ貨物の生産(消費)地から仕向(仕出)国までの流通実態を把握し、国際貿易の進展に対応した、より効率的な我が国の海上コンテナ輸送体制を確立するための基礎資料を得ること等を目的として実施されている。</p>	H20.7.8

(注)本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。